

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 出納局会計課

法令名	佐賀県証紙条例	法令の番号	昭和39年条例第19号					
許認可等の種類	証紙の返還	根拠条項	第6条					
審査基準	<p>証紙は、次の各号の一に該当する場合を除き、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第3条に規定する証紙の種類及び形式を変更し、又は廃止したとき。 二 売りさばき人の指定を取り消したとき。 三 売りさばき人の所有する証紙が故意又は過失によらないで汚染し、又は損傷したとき。 四 前各号に掲げるもののほか、知事が、やむを得ないと認めたとき。 							
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	出納局	交付機関	標準処理期間	14日	目次
						標準経由期間	日	